

28 宗地第 10495 号
平成 28 年 12 月 26 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(総務部地域安全課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

平成 28 年 12 月 16 日付 28 宗監第 10087 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（地域安全課）

定期監査実施日：平成27年12月15日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）宗像市防災士養成講座及び防災士フォローアップ講座業務委託に関する事蹟について</p> <p>本件業務は、業務の特性上、受託可能な業者が1者しかないとして1者見積もりによる随意契約を締結しているものであり、その随意契約理由から、業務の設計にあたっては受託業者からの参考見積りや聴き取りを基に積算したと考えられるが、業務内容の1つである「防災士フォローアップ講座」に係る費用の設計において、設計内訳のうち「諸経費(交通費、郵送料等)」と「雑費」の2つの項目を一式として積算している。また、その合計金額が設計金額全体の約50%を占めているが、積算根拠を確認できる書類がない。</p> <p>一方、提出された見積書においても「防災士フォローアップ講座」の費用が一式として見積もられており、見積金額の内訳を確認できない状況である。</p> <p>このように設計根拠を確認できない状況で、業務に係る設計金額と見積金額が一致しており、業務に係る費用について精査が行われたとは見受けられないので、業務に要する費用の適正を審査できるよう契約事務のあり方を検討されたい。</p> <p>（2）宗像市水防協議会に関する事蹟について</p> <p>委員の異動に伴う後任者への委員の委嘱に係る起案文書の起案日と後任者宛てに発信した会議の開催通知の日付が前後しており整合していない。また、後任者への就任依頼に係る発信文書及び委嘱に対する委員の承諾書類がつつられていないので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>（1）宗像市防災士養成講座及び防災士フォローアップ講座業務委託に関する事蹟について</p> <p>本業務については、業務の特性上、受託可能な業者が1者しかないとして1者見積もりにより発注を行っていますが、平成28年度からは、防災士研修センターが公表しているカリキュラム一覧や価格表を基に、積算根拠を確認し、事業の積算を行うこととしました。また、提出された見積りと積算根拠の価格も確認し、業務費用の精査を行ったうえで契約を締結するように改めました。</p> <p>（2）宗像市水防協議会に関する事蹟について</p> <p>水防協議会の委員委嘱について、委嘱の承諾等をきちんと取ったうえで、開催通知等を発送できるよう、委員の任期の把握等を行い、余裕を持って事務を行うように改めました。また、他の協議会等もある為、同様の対応が行えるように、課内職員に周知を行いました。</p>

(3) 自主防災組織に関する事蹟について

市内各地区コミュニティ運営協議会を単位とした自主防災組織の組織長会議の事蹟において、組織長が欠席し、代理出席しているものが認められるが、出席者名簿に「代理出席」と記載しているため出席した者を特定できないので、出席者を確認できるよう事蹟の記録方法を改められたい。

(4) 消防団員の出勤費について

消防団員への出勤費については、支給実態が「宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」の規定と整合していないので、事務処理と規定の整合を図られたい。

ア 年額で規定されている出勤費について、年度を前期と後期に分割し、規定の半額をそれぞれ支給している。

イ 支給要件は「水火災等の警戒又は鎮圧に出勤するとき」と規定されているが、消防団員の報酬の支出に併せて、全分団員分を一括して支給している。

(5) 消防サイレン設備デジタル変換工事に関する事蹟について

ア 「現場代理人及び技術者新規届」で届け出られた技術者について、法令による免許資格を確認できる書面が添付されていないので、事務処理を適正に行われたい。

イ 「施工体制台帳」にある契約検査課及び担当課の確認欄に確認の押印がないので、事務処理を適正に行われたい。

(6) 委託契約について

委託契約において、予定価格が、随意契約が認められる限度額を超えているにも関わらず、誤って随意契約を締結しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

(3) 自主防災組織に関する事蹟について

自主防災組織の組織長会議において、組織長が欠席し、代理出席をした場合でも、誰が代理出席したか確認が取れるよう名簿の作成を行うように改めました。

また、この対応について課内職員に周知を行いました。

(4) 消防団員の出勤費について

消防団員の出勤費については、平成28年12月議会において「宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」を一部改正し、水火災等に係る費用弁償を「年額」から「1回」に変更し、平成29年度から出勤するたびに支給することとしました。

(5) 消防サイレン設備デジタル変換工事に関する事蹟について

今後、発注を行う工事請負契約について、提出書類に不備がないか、書類の確認印等に漏れることの無いように、適宜確認を行っていくこととしました。

また、こういった書類不備が発生しないように注意するよう、課内職員に周知を行いました。

(6) 委託契約について

委託契約、工事請負等の発注事務については、宗像市契約事務規則等に定められた基準に基づいて事務を行うように改めました。また、起案を行う際に、基準を再確認するよう課内職員に周知しました。